

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年4月17日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）
平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。
なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）
ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしましたが、当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしていますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：2 国名：ベトナム 担当：民間連携事業部
案件名：PPP・海外投融資案件実施促進【有償勘定技術支援】

1 今回契約予定のコンサルタント
PPP・海外投融資案件実施促進 3号

2 契約予定期間：全体 2013年6月上旬から2014年3月下旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	第1次～第8次派遣	整理期間	M/M
PPP・海外投融資案件実施促進	5	210	5	7.50
（国内：0.50M/M、現地：7.00M/M）				

1回当たりの派遣期間は20日～30日、全体で8回の渡航を想定。1回当たりの派遣期間は、PPP F/S及び海外投融資の案件の進捗状況に応じ調整を行い、全体を210日間とする。

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写4部

見積書：正1部写1部

提出期限：5月8日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：PPP・海外投融資案件実施促進	
(ア) 類似業務の経験	40
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	16
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	8

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)

対象国/地域：ベトナム/全途上国

類似業務：民間連携、投融資に係る各種業務

6 条件

補強は認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

ベトナム国(以下「ベ」国)においては、2009年にBOT法(Decree 108/2009)、2010年にPPP(Public Private Partnership)パイロット法(Decision 71/2010)が成立して以来、民間企業のイニシアティブを活用したインフラ整備の促進が行われている。我が国でも多くの民間企業が同国におけるPPPによるインフラ事業に対するニーズに注目し、事業の参画にも強い関心を示している。

JICAとしても、2010年から協力準備調査(PPPインフラ事業)(以下PPP F/S)を開始するとともに、2011年には海外投融資がパイロットアプローチの下再開し、民間企業のかかるインフラ事業の海外展開を支援してきている。PPP F/Sについては、2010年の第1回公募以来、これまで上水、下水、廃棄物、運輸交通セクター等において16件のベトナム向けの調査案件を採択、調査を実施してきており、調査終了後、海外投融資により事業資金を出融資することが期待されている。

また、2011年度からパイロットアプローチの下海外投融資が再開され、「ベトナム産業人材育成事業」及び「ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」の2件が承諾された。これらの案件は現時点では建設段階にあり、事業の進捗を詳細にモニタリングする必要がある。また、2013年度も複数の海外投融資案件が予定されており、一層のモニタリング体制の強化が求められている。

かかるPPPインフラ案件の調査、海外投融資案件の審査、承諾後の案件監理をしていく上では、中央政府や人民委員会関係者の理解を得、事業実施に向けたサポートを取り付けることが必要不可欠である。一方で、これまで政府機関関係者等と対話を行って行く中で、海外投融資のスキームに対する理解が不十分である、PPP事業で実施することに対して政府・人民委員会から如何に支援をすることが重要かが理解されていない、案件関係者のコンセンサスを取り付けることが重要である、といった課題が明らかになってきた。

一方で、PPP事業を推進する日本の民間企業にとっては、ベトナムの商慣行、事業に関連する各種法制度などに対して十分な理解を有していることが、事業化において非常に大きな意味を持っている。PPP F/Sの中でも法制度等に対して調査は行っているものの、ベトナムの法制度は体系やその解釈において実務に即して十分に理解することは容易ではない。また、現在PPPのパイロット法であるDecision 71の法制度確立に向けた準備作業がベトナム政府内で進められており、我が国の民間企業に対してかかる法制度の仕組みについて情報共有するとともに、JICAとしての見解をインプットしていくことが求められている。

このような背景の下、今後JICAがPPP F/S案件を円滑に実施し、海外投融資を使って事業化を進める上では、関係政府機関との対話を重ね、彼らの理解を得るとともに、PPP F/S調査団等、日本の民間企業に対して的確な助言を行っていくことが必要である。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、上記の背景を踏まえ、PPP F/S・海外投融資案件の事業化を目指し、ベトナム政府の関係政府機関に対するPPP F/S・海外投融資スキームの説明及び個別PPP F/S案件・海外投融資案件に係る情報交換、収集、日本企業が事業化を推進する上での、法制度面及び商慣行を中心とした助言及び教訓の取り纏め、を行う。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

[PPP・海外投融資案件実施促進]

(1) 国内準備期間（2013年6月上旬）

ア ベトナム国内のPPP関連法（BOT法、PPPパイロット法）の情報整理

イ ベトナムにおけるPPP F/S実施中案件の情報整理及び終了案件から得られた教訓の整理

(2) 第1次現地派遣（2013年5月下旬～2013年6月下旬）

ア PPP F/S、海外投融資案件にかかる課題の抽出

(ア) PPP F/S、海外投融資案件について、PPP F/S調査団が開催する協議に同行し、各個別案件が抱えている問題点について、越側、日本側の両方の観点から課題を抽出する。

(イ) PPP F/S、海外投融資案件が関係する中央政府・人民委員会関係者との個別面談を設定、もしくはPPP F/S調査団等に同行し、JICAが実施するPPP F/S案件及び海外投融資案件に係る先方政府への説明を行った上で、越側関係者のPPP、BOT、海外投融資に対してもつ認識について分析を行う。

イ 海外投融資/PPPの越側関係機関との関係構築、情報収集に向けた現地傭人の備上及びPPP F/S・海外投融資案件の実施促進方針の作成

(ア) 海外投融資及びベトナムのPPP状況について、JICAが別途政府関係機関内の情報収集等を目的とし傭人する現地傭人を活用し、今後のPPP F/S案件・海外投融資案件の実施促進に向けた方針を作成する。なお、当該現地傭人は2014年3月まで契約予定であり、本専門家業務の契約期間中、当該傭人とともに業務を進めることとする。また、当該傭人の活動に係る経費については、本専門家業務に必要な現地経費と併せてJICAベトナム事務所が本PPP・海外投融資案件実施促進専門家を臨時会計役として任命し、本専門家がその支出の管理を第8次現地派遣まで行うこととする。

ウ 承諾済海外投融資案件の進捗監視

(ア) L/A承諾済案件に関して、現況の確認を行う。

(イ) L/A承諾済案件の実施に対して、ディスパースの促進支援を行う。

(3) 第2次現地派遣（2013年7月上旬～2013年8月上旬）

ア PPP F/S、海外投融資案件の事業化促進に向けた方針案の作成及び日越関係者への助言

(ア) PPP F/S、海外投融資案件について、PPP F/S調査団が開催する協議に同行し、各個別案件が抱えている問題点について、越側、日本側の両方の観点から課題を抽出する。また、その課題を基に、今後のPPP F/Sや海外投融資案件の今後の事業化に向けた取り進め方について方針を説明する。

(イ) 上記(3)ア(ア)で作成した方針に基づき、PPP F/Sを実施中の日本企業や、今後応募を検討している日本企業に対して、事業化に向けた助言を行う。

(ウ) 上記(3)ア(ア)に関し、PPP F/S、海外投融資案件が関係する中央政府・人民委員会関係者との個別面談を設定し、JICAが実施するPPP F/S案件及び海外投融資案件に係る先方政府への説明を行う。

イ 承諾済海外投融資案件の進捗監視

(ア) L/A承諾済案件に関して、現況の確認を行う。

(イ) L/A承諾済案件の実施に対して、ディスパースの促進支援を行う。

(4) 第3次現地派遣（2013年8月上旬～2013年9月上旬）

ア PPP F/S、海外投融資案件の事業化促進に向けた方針案の作成及び日越関係者への助言

(ア) PPP F/S案件、海外投融資の候補案件について、調査・事業交渉の進捗について、協議への動向や、日本側企業・先方政府関係機関へのインタビューにより確認を行う。

(イ) 上記(3)ア(ア)で作成した方針に基づき、PPP F/Sを実施中の日本企業や、今後応募を検討している日本企業に対して、事業化に向けた助言を行う。

(ウ) ベトナム国内において、今後PPP事業のパートナーとなり得る現地企業（コントラクター、投資家等）の情報収集を行う。

(エ) 越国内のPPP事業に関する手続きについて、実際の例を中心に情報を収集する。

イ PPPパイロット法（Decision 71）の改正に係る情報収集

(ア) 現在ADBを中心に進められている法改正の動き及び各ドナーの動きに関して情報収集を行う。

(イ) ドナー会合等、Decision 71に係る会議に出席し、ドナー・政府の中での議論の状況について情報収集

を行う。

- (ウ) PPPに関連し、全ての案件に共通する各種法制度（BOT法、PPPパイロット法、共通投資法、調達法）について、今後のPPP案件の実施促進に関連する部分について情報収集を行う。

ウ 承諾済海外投融資案件の進捗監視

- (ア) L/A承諾済案件に関して、進捗監視を行う。
- (イ) L/A承諾済案件の実施に対して、ディスパースの促進支援を行う。

(5) 第4次現地派遣（2013年9月上旬～2013年9月下旬）

ア PPP F/S、海外投融資案件の事業化促進に向けた方針案の作成及び日越関係者への助言

- (ア) PPP F/S案件、海外投融資の候補案件について、調査・事業交渉の進捗について、協議への動向や、日本側企業・先方政府関連機関へのインタビューにより確認を行う。
- (イ) 上記(3)ア(ア)で作成した方針に基づき、PPP F/Sを実施中の日本企業や、今後応募を検討している日本企業に対して、事業化に向けた助言を行う。
- (ウ) これまでのPPP F/Sや海外投融資の交渉における経験を基に、現地傭人のベトナム人とも協議しつつ、日越双方の商慣行の違いについて分析する。

イ PPPパイロット法（Decision 71）の改正に係る情報収集

- (ア) ドナー会合等、Decision 71に係る会議に出席し、ドナー・政府の中での議論の状況について情報収集を行う。
- (イ) Decision 71に関し、日本企業が今後PPP案件に参入する場合の課題点やその克服方法について、情報を整理するとともに提言を行う。
- (ウ) PPPに関連し、PPP F/S実施中案件に関連するセクター（水、運輸等）に関して、各種法制度の情報収集を行う。

ウ 承諾済海外投融資案件の進捗監視

- (ア) L/A承諾済案件に関して、進捗監視を行う。
- (イ) L/A承諾済案件の実施に対して、ディスパースの促進支援を行う。

(6) 第5次現地派遣（2013年10月上旬～2013年10月下旬）

ア PPP F/S、海外投融資案件の事業化促進に向けた方針案の作成及び日越関係者への助言

- (ア) PPP F/S案件、海外投融資の候補案件について、調査・事業交渉の進捗について、協議への動向や、日本側企業・先方政府関連機関へのインタビューにより確認を行う。
- (イ) 上記(3)ア(ア)で作成した方針に基づき、PPP F/Sを実施中の日本企業や、今後応募を検討している日本企業に対して、事業化に向けた助言を行う。
- (ウ) 新たに採択される予定のPPP F/S案件について、関連する越側の政府機関等を対象に、JICAの民間連携制度を説明し、調査実施の趣旨について理解を得るとともに、PPPの事業化に向けた官民双方の責任について説明する。

イ PPP実施促進に向けた情報収集（その1）

- (ア) PPP案件において、政府機関と民間事業者の間で締結される各種契約（BOT契約、GGU(Government Guarantee Undertakings)、売水契約等）について、一般的に契約上に記載される項目について情報を収集する。
- (イ) PPP案件におけるリスク分担（事業リスク、ファイナンシャルリスク、フォースマジュール等）について、一般的に想定されるリスクについて、他の案件において如何に官民の間でリスク分担がなされているのか、情報を収集する。
- (ウ) ベトナムで行われている他のPPP案件について、案件概要について情報収集を行う。

ウ 承諾済海外投融資案件の進捗監視

- (ア) L/A承諾済案件に関して、進捗監視を行う。
- (イ) L/A承諾済案件の実施に対して、ディスパースの促進支援を行う。

(7) 第6次現地派遣（2013年11月上旬～2013年11月下旬）

ア PPP F/S、海外投融資案件の事業化促進に向けた方針案の作成及び日越関係者への助言

- (ア) PPP F/S案件、海外投融資の候補案件について、調査・事業交渉の進捗について、協議への動向や、日本側企業・先方政府関連機関へのインタビューにより確認を行う。
- (イ) 上記(3)ア(ア)で作成した方針及びその後得られた知見、経験に基づき、PPP F/Sを実施中の日本企業や、今後応募を検討している日本企業に対して、事業化に向けた助言を行う。

イ PPP実施促進に向けた情報収集（その2）

- (ア) 上記(6)イの活動について、追加的に情報収集を行う。
- (イ) 契約面において、日本企業の考え方と越側政府機関の考え方で異なる点（特に各種契約の交渉段階において争点となる点を中心とする）について、情報を取り纏めるとともに、越国内の各種法制度や他のPPP案件の事例を基に、如何に克服するか、分析を行う。
- (ウ) PPP事業におけるファイナンスに関連する制度（兌換、送金、外国投資、金利等）について、財務省、ベトナム中央銀行等との面談や、関連する法律について情報を整理する。

ウ 承諾済海外投融資案件の進捗監視

- (ア) L/A承諾済案件に関して、進捗監視を行う。
- (イ) L/A承諾済案件の実施に対して、ディスパースの促進支援を行う。

(8) 第7次現地派遣（2013年12月上旬～2013年12月下旬）

ア PPP F/S、海外投融資案件の事業化促進に向けた方針案の作成及び日越関係者への助言

- (ア) PPP F/S案件、海外投融資の候補案件について、調査・事業交渉の進捗について、協議への動向や、日本側企業・先方政府関連機関へのインタビューにより確認を行う。
 - (イ) 上記(3)ア(ア)で作成した方針及びその後得られた知見、経験に基づき、PPP F/Sを実施中の日本企業や、今後応募を検討している日本企業に対して、事業化に向けた助言を行う。
- イ PPP実施促進に向けた提言の作成
- (ア) これまでの調査から得られた情報に基づき、日本企業、越側政府関係機関、JICAのそれぞれにとってのPPP事業の事業化に向けた課題点、及びそれらを克服するための提言を作成する。
 - (イ) 上記提言につき、PPP F/S実施中の企業、またPPP F/Sに関連する越側関連機関、JICAに対して説明を行う。
- ウ 承諾済海外投融資案件の進捗監理
- (ア) L/A承諾済案件に関して、進捗監理を行う。
 - (イ) L/A承諾済案件の実施に対して、ディスパースの促進支援を行う。
 - (ウ) これまでの進捗監理から得られた課題について取りまとめる。
- (9) 第8次現地派遣（2013年2月下旬～2013年3月中旬）
- ア PPP F/S、海外投融資案件の事業化促進に向けた方針案の作成及び日越関係者への助言
- (ア) PPP F/S案件、海外投融資の候補案件について、調査・事業交渉の進捗について、協議への動向や、日本側企業・先方政府関連機関へのインタビューにより確認を行う。
 - (イ) 上記(3)ア(ア)で作成した方針及びその後得られた知見、経験に基づき、PPP F/Sを実施中の日本企業や、今後応募を検討している日本企業に対して、事業化に向けた助言を行う。
- イ 承諾済海外投融資案件の進捗監理
- (ア) L/A承諾済案件に関して、進捗監理を行う。
 - (イ) L/A承諾済案件の実施に対して、ディスパースの促進支援を行う。
- ウ 総括
- (ア) ベトナムにおいてPPP事業を行う上での法制度、商慣行等における課題点、教訓の抽出、及びこれら教訓や他ドナーの支援状況を踏まえた、今後のPPP事業に向けたJICA支援（PPP F/S、海外投融資、技術協力等）の方向性に係る提言を作成する。
 - (イ) 今後JICAがPPP F/Sにおいて案件選定を行う際の方針案について作成する。
 - (ウ) 今後のPPP事業の促進に向けて、越側の関連政府機関（首相府、計画投資省、財務省、主要人民委員会（ハノイ近郊及びホーチミン近郊））に対して、PPP事業の利点及び越側で克服すべき課題について説明を行う。
- (10) 帰国後整理期間（2014年3月下旬）
- 現地派遣の結果について、専門家業務完了報告書を作成し、JICA関係者に対して説明を行う。

9 成果品等

- (1) 業務計画書
 契約約款第2条及び付属書「仕様書」第7条に基づき、契約締結から10日以内に業務計画書を提出する。
 和文2部（JICA民間連携事業部、JICAベトナム事務所）
- (2) ワークプラン（各派遣開始時）
 和文2部（JICA民間連携事業部、JICAベトナム事務所）
- (3) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）
 和文2部（JICA民間連携事業部、JICAベトナム事務所）
- (4) 専門家業務完了報告書
 和文2部（JICA民間連携事業部、JICAベトナム事務所）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本し、併せて電子データも提出する。また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報（和文1部）を作成し、JICA民間連携事業部又はJICAベトナム事務所に提出すること。

10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点
 航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html
 プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。
 航空便経路：成田～ハノイ
- (2) プロポーザル提案事項
 業務の実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。
- (3) 参考資料
 特になし
- (4) 必要予防接種 無
- (5) その他
 特になし